



本学会について

学術集会・総会

周産期学シンポジウム

専門医制度

新生児蘇生法普及事業

・新生児蘇生法普及事業
のご紹介

・これから修了認定を希望される方へ

・講習会案内

・すでに修了認定をお持ちの方へ

・すでにインストラクター認定をお持ちの方へ

・各種の申請の方法 (ダウンロードはこちらから)

学会誌・学会刊行物

入会・退会のご案内

【事務局連絡先】

〒162-0845
東京都新宿区市谷本村町2-30
(株)メジカルビュー社内
日本周産期・新生児医学会事務局
TEL: 03-5228-2074
FAX: 03-5228-2104

■ 新生児蘇生法普及事業のご紹介

日本周産期・新生児医学会では、新生児蘇生法普及事業小委員会を組織し、出生時に順調な胎外呼吸循環に移行できない新生児に対する心肺蘇生法を修得するための「新生児蘇生法講習会」を運営しています。

本講習会は、国際蘇生連絡委員会 (ILCOR) のConsensus 2005を受けて日本救急医療財団・日本版救急蘇生ガイドライン策定小委員会が作成した、日本版救急蘇生ガイドラインに基づくものです。標準的な新生児蘇生法の理論と技術に習熟することにより、児の救命と重篤な障害の回避が期待されます。

講習会受講後、試験に合格し所定の手続きを経て「新生児蘇生法修了認定」の資格を得ることができます。

新生児科医のみならず、分娩にかかわる産科医、助産師・看護師等、さらには医学生・看護学生、救命救急士等にも役立つ蘇生手技を講習していますので、多くの方の参加をお待ちしています。

新生児蘇生法普及事業規則

「新生児蘇生法講習会」コースの種類と概要

以下の2つのコースがあります。(詳しくは「これから修了認定を希望される方へ」をご覧ください)

新生児蘇生法「一次」コース (Bコース)

- ・気管挿管や薬物投与を除く、基本的な新生児蘇生法 (標準3時間の講習会)

新生児蘇生法「専門」コース (Aコース)

- ・気管挿管や薬物投与を含めた新生児蘇生法のフルコース (標準5時間の講習会)
- ・修了認定後、基準を満たすとBコースインストラクター資格を得ることができる

修了認定を得るには

修了認定を希望する場合は、講習会受講後、筆記試験 (ポストテスト) を提出します。合格通知が届いた後、規定の認定料をお振込みいただくとともに、各コース別の修了認定申請書と所定の書類を事務局宛に送付して下さい。修了認定証とプラスチックカードが発行されます。

インストラクター認定を得るには

*インストラクターは、指導者として各講習会を主催することができます。